

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中村 敦君） ここで報告の件がありますので、局長補佐より朗読いたします。

○局長補佐兼議事係長（長谷川薫君） 朗読いたします。

令和5年12月15日。

下田市議会議長、中村敦様。

発議者、下田市議会議員、長友くに。同じく沢登英信。

議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

続きまして、発議第5号 ガザ地区に平和をもたらす人道目的の即時停戦を求める決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年12月15日提出。

提出者、下田市議会議員 沢登英信。

賛成者、下田市議会議員、柏谷祐也。同じく、大西將由。同じく、浜岡 孝。同じく、土屋 仁。同じく、長友くに。同じく、天野美香。同じく、岡崎大五。同じく、楠山俊介。同じく、渡邊照志。同じく、鈴木 孝。同じく、江田邦明。

提案理由。

人々の命を守り、中東に平和をもたらすため。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催しますので、委員の方は、お集まりください。

ここで暫時休憩とします。

午前10時02分休憩

午前10時15分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、12番 沢登英信議員より発議第5号 ガザ地区に平和をもたらす人道目的の即時停戦を求める決議の議案提出がありました。この際、発議第5号を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第5号を日程第2の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。よって、発議第5号は日程第2の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第59号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について、議第60号 下田市過疎地域持続的発展計画の一部変更について、議第61号 下田市過疎地域持続的発展基金条例の制定について、議第62号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第63号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第64号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第65号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第66号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第67号 下田市水道事業の設置等に関する条例及び下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第68号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第69号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第71号 令和5年度 下田市一般会計補正予算（第5号）、議第72号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第73号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第74号 令和5年度

下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第75号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第76号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第77号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上19件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、鈴木 孝君の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝君登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝君） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告をいたします。

1. 議案の名称。

1) 議第66号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第67号 下田市水道事業の設置等に関する条例及び下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第68号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第69号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を制定する条例の制定について。

6) 議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

7) 議第72号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

8) 議第73号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

9) 議第74号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

10) 議第75号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

11) 議第76号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

12) 議第77号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）。

2. 審査の経過。

12月12日、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より斎藤市民保健課長、土屋税務課長、白井上下水道課長、糸賀産業振興課長、鈴木環境対策課長、佐々木

観光交流課長、平井建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第66号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

2) 議第67号 下田市水道事業の設置等に関する条例及び下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

3) 議第68号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない条例改正であると認めた。

4) 議第69号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

なお、本条例の改正については、下水道地区の接続率の向上について一層努力していただくことを前提とした料金改定であるべきとの附帯意見がありましたので、申し添えます。

5) 議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない条例改正であると認めた。

6) 議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

7) 議第72号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

8) 議第73号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

9) 議第74号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

10) 議第75号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

11) 議第76号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

12) 議第77号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

なお、本補正予算については、さきの議第69号の条例改正同様、下水道地区の接続率の向上について一層努力していただくことを前提とした料金改定であるべきとの附帯意見がありましたので、申し添えます。

以上でございます。

○議長(中村 敦君) 次に、議第68号、議第70号及び議第71号については、沢登英信君から会議規則第105条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

議第68号、議第70号、議第71号に対する少数意見の報告について一括して報告を求めます。

12番、沢登英信君。

[12番 沢登 英信君登壇]

○12番(沢登英信君) 少数意見報告書。

令和5年12月12日の産業厚生委員会において留保した少数意見を、次のとおり会議規則第105条第2項の規定により報告をいたします。

1. 議案番号。

議第68号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2. 意見の要旨。

議第68号は、平成31年1月25日付総務大臣通知により、下田市下水道事業については公営企業法の財務規定のみの適用を全部適用とし、合わせて下田市田牛漁業集落排水事業についても公営企業会計に移行することとし、産業振興課から、公営企業会計を行っている上下水道課に業務の移管をするための改正であります。

下田市下水道事業の設置等に関する条例第3条において、「処理区域面積は319.3ヘクタールとする。処理人口は、1万490人とする。1日最大処理能力は1万1,700立方メートルとする」と条例規定がされているものでありますが、これを第3条2項において、公共下水道の処理区域、施設及び計画人口を条例規定するのではなく、下田市公共下水道事業計画に定めればよいとする内容となっているものであります。

当局の権限を強くするもので、議案としての議会の審議も必要ないものとなり、議会の権限を狭めるものとなるわけであります。

つまり、下田市公共下水道事業計画は当局の権限でつくるものでありますので、これが議会の議案として審議されることは、議案として提出しなくてもいい、こういうことになるわけであります。

第4条では、「下水道事業者に管理者を置かないものとする」と規定しております。「管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道課を置く」として、これは上水道、いわゆる水道事業も同様でございますが、実際の施設の運営は管理事業者任せにならざるを得ないわけであります。

職員は予算措置をするのみで、水をつくる、あるいは汚水を浄化するという具体的な仕事には携わらない、業者任せになってしまうということになろうかと思うわけであります。

このような形での管理でいいのかという点と、田牛の集落排水を上下水道課に合わせているにもかかわらず、その体制については、人員増等については、何ら措置がされていない、こういう現状でございますので、この議第68号は否定をして、もう一度きっちりと考え直して検討し直していただく、こういうことが必要であると思うわけであります。

次に、議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、少数意見の報告をいたします。

2. 意見の要旨。

本年は使用開始から28年目となり、当初より普及率は田牛は100%で、田牛川の水質は今日、大いに改善がされているところであります。

下水道事業に準じて、令和5年度1立方メートル当たり118円の使用料を、総務省の通知

により、150円以上の使用料への値上げをしていきたいとする内容のものでございます。

令和6年度は136.1円、立方メートル当たりですね、令和9年度は1立方メートル当たり168.3円とするもので、42.6%の値上げとなっているものであります。

しかし、経費回収率は令和4年度は52.6%、値上げ後の令和9年度におきましても、37%でしかありません。

経費回収率、いわゆる運営費を使用料金で100%賄えというこの考え方は、100%にするには今の料金の4.4倍にしなければならない、こういうことになってまいります。

使用料金で汚水処理を賄うという考え方を変えなくては、下田市田牛漁業集落排水事業を続けることはできない、こういう深刻な事態となっているわけであります。

公共下水道と漁業集落排水事業では、支える人口や規模や川の大きさも変わっているわけであります。それを同等とすることに大きな疑問を、皆さん、感じざるを得ないと思うわけであります。

使用料で汚水処理費用を賄うというこの考え方を根本的に検討すべきときでございます。よって、議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については反対をし、きっちりとした根拠と理論構築をする必要があるかと思っております。

皆さん、皆さんのお宅の前の道路の補修が今、されていようかと思っておりますが、道路の補修に皆さん、利益者負担の使用料を払いなさい、こんなことが請求されているのでしょうか。

田牛の環境を守る、こういう観点に立てば、それは当然、税金で公のものとして管理をする。しかし、一定の経過がありますので、一定の使用料を取ることに必ずしも反対するものではございませんが、このような根本的な、例えば考え方の変更なくして、この大切な事業を続けていくことができない、こういうことになろうかと思っております。

したがって、料金を上げればいいんだというこの当局の考え方は否定をし、きっちりと改めていただく必要があると思うものでございます。

次に、議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)の少数意見の報告をいたします。

意見の2要旨でございますが、一般廃棄物処理計画の見直し業務(522万4,000円)の債務負担行為がなされているわけですが、これを業務委託するのではなく、検討委員会等を立ち上げ、市職員自らが見直し、策定をすべきものであると思うものであります。

下田市一般廃棄物処理計画は、平成30年を初年度とした15年計画で、目標年次を次の令和

14年度までとするもので、5年ごとに見直しをするという内容となっているものでございます。したがって、本年が5年目を迎え、令和6年度におきまして、この計画の見直し案を作成するということになるわけであります。

そして、廃棄物処理計画は、ごみの処理基本計画と生活排水の基本計画に二つに大きく分かれていますのでございますが、これらの事業計画は、鉛筆をなめてつくればいいというものではなく、市民と共に話し合っ、ごみをどのように少なくしていったらいいのか。今、雑紙の処理やリサイクルを当局も手がけているところでございますが、これらは地域に入って各地区ごとに、あるいは市民の皆さんと具体的に膝詰め談判で全て事業計画をつくり上げていく、5年間の経過のどこを反省して、どのように改善していったらいいのかを定める計画ということになるかと思うわけであります。

このような計画づくりが、業務委託をして業者に任せればいいんだ、このような計画のつくり方は改めてまいらなければならないと思うわけであります。

一般廃棄物処理廃掃法、法律に定めてあるから、その計画をつくるんだ、業者に任せればいいんだという、こういうやり方は、市民とともに市政をつくり上げる、この町のごみ処理をどうしていくかということをお業者任せにするというような姿勢は、改めてまいらなければならないと確信をするものでございます。

よって、第3表債務負担行為の補正1追加 一般廃棄物処理基本計画の見直し業務委託料の削除を求め、計画づくりを自らの手で市民とともに進めてまいるという方針を確立していただきたいと思ひまして、提案をするものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 自席へお戻りください。

では、産業厚生委員長、再度登壇願ひます。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝君登壇〕

○議長（中村 敦君） それでは、産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 3点質問させていただきたいと思ひます。

先にその3点について説明をします。

1点目が、議第68号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2点目が、議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例の制定について。

三つ目が、議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

まず1点目、本議案の上程理由は、集落排水事業の公営企業会計化というものが大きな提案理由かと認識しております。委員会の中では、その公営企業会計化であったり地方公営企業法の適用、全部適用についてメリットであったりデメリットについての質疑や議論があったかについてお尋ねをさせていただきます。

2点目、議第70号については、提案理由については使用料の値上げという観点からであったと認識しております。この値上げの件については、田牛地区での説明の経過であったり住民の方の理解が得られたかどうかについて質疑や議論があったかお尋ねをさせていただきます。

3点目、一般廃棄物処理基本計画見直し業務委託、こちらについては、委託がよいか自前での作成がよいかというような少数意見の説明でもございましたが、まず、検討委員会設置の有無についての質疑であったり、事業作成自体が丸投げであるかどうかであったりの質疑・議論、そして、最終的に委託で実施した場合、自前で実施した場合、どちらがよりよい計画になるかというような質問や議論があったかお尋ねをさせていただきます。

○産業厚生委員長（鈴木 孝君） まず1点目の、公営企業会計化することのメリット・デメリットに対する質疑や議論があったかということですが、まず、意見として、公営企業会計化することによって、責任者を置かないということが、事業に対する責任者が誰なのか不明確になるのではという意見がありました。

それに対して担当課からは、法令では小規模の自治体では管理者を置かなくてよいということで、実際に管理者を置いているところは、静岡では浜松や静岡などの政令都市、大きな自治体のみということで、責任を最終的に取るのは下田市長ということで問題はないという説明がありました。

また、公営企業会計化することによって、メリットとしては、他の自治体と会計内容を比較できることから、他の自治体の事業の状況と下田市の状況を検討して進めることにより、いろいろな経営内容を検討しながら進めることができるということがメリットということを担当からの説明がありました。

そして、2番目の漁業集落排水の値上げについて、田牛地区において値上げの理解が得られたかということの質問ですけれども、意見としては、集落排水の利用者だけでは施設経費

を賄えるものではないのではないかと、安易な値上げはいかがなものかという意見がありましたけれども、担当からは、地区の説明会等を通じて十分な理解が得られたという報告がありました。

委員からは、値上げは利用者に負担をかけることも心配されるところでありますが、利用者の多少の負担はやむを得ないという意見がありました。

3番目の一般廃棄物処理計画、基本計画の見直し委託、どちらがよいかという議論ですが、この丸投げをしているかということに対しては、丸投げするものではなく、一緒に考えていくという姿勢が大切じゃないかということで、その心配はないという意見がありました。

また、この見直しの計画というものは専門的な計画であって、職員の負担も考えると、外部の知識がある業者に任せることが必要ではないかという意見がありました。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 三つ目の質問の中で、検討委員会であったり、この計画策定に当たって、住民であったり事業者さんの代表の方で構成するような、そういった組織の設置ということについて質問等はあったかお聞かせいただければと思います。

○産業厚生委員長（鈴木 孝君） そのような議論はありませんでした。

○議長（中村 敦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） ないようですので、これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

沢登英信君、登壇願います。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○議長（中村 敦君） 次に、議第68号に対する少数意見者の報告に対し質疑を許します。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 少数意見が三つ出ておりますので、一つずつの質問をさせていただきます。

まず、議第68号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての少数意見に対する質問でございます。

意見の要旨の中で、前段の部分では公営企業会計の点に触れておりますが、この少数意見

報告書の提出者のほうとしては、この集落排水事業の公営企業会計化であったり法の全部適用については賛成の立場でいられるのか、それとも、それを含めて反対の立場であるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 少数意見者。

○12番（沢登英信君） 議第68号の、この公営企業法の全部適用でございますが、下田市の事情から考えまして、現時点で全部適用をする必要はない。現状の状態の中で議論をして、全部適用が必要であれば、そういう形態のものを考えていくと、こういうことがよろしいのではないかと思います。

といいますのは、集落排水は、公営企業化するということは、使用料で漁業集落排水の経営を賄いなさいということが大原則とするということを決定的なことになるわけです。

私は、現在の田牛集落排水事業がそのような原則を確立していいような事業ではないと、このように考えているところでございます。

そして、さらに水道事業の財務適用を全部適用にするんだと言いながら、管理者については、管理者を置かないと、こういう何か組織的にも不十分な形態となってまいっているわけでありまして。

水道事業におきましても、持続的、そしてこの下田の発展を支える大切な事業でございますので、現在におきます市長が責任をきっちりと取っていただくと、こういう体制で進むことがよろしいのではないかと。必ずしも下水道事業の管理者を置いて、例えば振興公社のように企業化をして、水道事業局として事業を進めるというような状況ではないのではないかと。3万人の人口が2万人を切るような状態の中になっていく中で、さらに組織を大規模化していく必要はないのではないかと。それぞれの担当課がそれぞれの責任を持っていただいて、この事業の人口減の下田市の現状を担っていただく、こういうことのほうが現実性がある。

といいますのは、当局が言っております効率化であるとか等々を理由づけしておりますが、その根本にありますのは、先ほど申し上げましたように、平成31年1月25日の総務大臣通知だと。国の通知によって自らの現状を分析することではなく、この通知があるから公営企業化するんだと、こういうことに受け取られて仕方がないわけでありまして。

大臣通知があるにしましても、もう一度自らの現状、下田市の現状を分析し直して、どういう方向が本当にいい方向になるのか、その事業を持続的に続けていくことができる体制を確立することができるのか吟味する必要があるかと思っております。

そういう議論がきっちり理解できるような議論や提案がなくして、この議案が提出されてきたと、こう判断をせざるを得ませんので、これらはもう一度考え直していただくために否決をすべきものであると、こう考えているところでございます。

68号から順番にやるということでございますので、68号の御意見を先に頂いて御答弁を差し上げたいと思っております。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） ただいま提出者のほうから公営企業会計化であつたり法の全部適用についても反対というような御説明がございました。

大変恐縮ではございますが、この田牛漁業集落排水事業については、令和3年度の当初予算から公営企業法適用の支援業務であつたり会計に基づくシステム改修というものが本議会でも議案として上程されており、この議案については全ての議員が賛成していたところでございます。

一般企業で、この行われている複式簿記であつたり発生主義といった会計方式というのは、経営をしていく中では非常に有益なものでございまして、ここで議論をする場ではございませんので、この後は控えさせていただきますが、この少数意見というものが公営企業会計を含めた全てを反対するという報告ということで理解をさせていただきました。

終わらせていただきます。

○議長（中村 敦君） ほかにありませんか。

報告者。どうぞ。

○12番（沢登英信君） コメントをつけたいと思います。

この公営企業法の会計規則の適用というのは、発生主義ということもそのとおりでございしますが、その根本にありますのは、減価償却の制度を取り入れるということであろうかと思えます。

100億の事業を展開をしたと、その100億をその年度で経費として見るのではなく、それが30年持てば、100億の30分の1、3,300万円を経費としてみなすという、こういう形で収支のバランス、いわゆるバランスシートを取るという、こういう会計原則であろうかと思うわけでありませぬ。

そして、このことは、一般会計はそういう仕組みにはなっておりませぬけれども、今の国のほうや多くの自治体で考えておりますのは、いわゆる複式簿記の減価償却というものは導入はしておりませぬけれども、経費をそのように見ていくという形で一般会計の在り方も検討

しましようというようなことは、実質的に進められてきていようかと思えます。

したがって、田牛排水事業におきますこの減価償却の考え方を取り入れるということは、会計上は必要であろうかと思いましたが、私は反対をしません。

しかし、その会計原則を入れることが公営企業法として、事業体として、事業体の責任でこの収支を取るんだと、こういうところまでの変更をすれば、これは実態と合っていないのではないかと、こういう判断をしているところでございます。

ですから、一般会計におきましても、会計法上は複式簿記は取っていないにしましても、収支の原価を考えていくということは、運営上必要なことではないかと、こういう具合に考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、議第68号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

次に、議第70号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての少数意見報告に対しての質問をさせていただきます。

意見の要旨のほか、提案者の説明の中では、人口であったり事業規模等によって使用料金を下水道事業、公共下水道使用料金とそろえるのがいかなものかというようなご説明がございましたが、私は一方で、本定例会の一般質問でもさせていただきましたが、同じ生活排水処理という行政が行うサービスであれば、地域が異なることで使用料が違うということ自体が、受益者の公平性、負担の公平性という観点では異なってくるのではないかと思います。

関連して、議第69号では、公共下水道の使用料の料金の改正に関する条例の制定の上程がございましたが、提案者はそちらには賛成しており、こちらには反対ということで、住んでいる地域によって、提供されるサービスが一緒でも料金は違っていいという考えなのかどうかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中村 敦君） 報告者。

○12番（沢登英信君） 下田市内の地域ごとで違っていいかということでございますが、まず、自治体ごとによって公共下水道の在り方、あるいは集落排水、あるいは農業の排水について

は、それぞれの地域によって歴史があるわけですが、それを実現してきました。したがって、それは当然違っていいものだと考えなければ、実態に合わないということになってまいろうかと思えます。

下田市全体で考えますと、公共下水道の場合は、御案内のように観光地で、市内には大きな旅館・ホテルがこの連担していると、そういう地域と田牛地域を考えてみますと、せいぜい民宿がある程度のこの状態でございます。しかも100%、田牛地区は加入をしているわけです。

しからは、公共下水道のほうの加入率はどうなっているのかと。とても100%には達していないと。しかも、多くの旅館・ホテルが昭和40年代に建てられまして、公共下水道が始まる前に合併浄化槽をつくり、漁業組合のきれいな水でなければ、下田湾に流してはいけななんだと。5ppmを目指しなさいと、BOD・CODをと。公共下水道の実態は20ppmを守ればいいんだと、こういう形になっておりますので、旅館・ホテルの合併浄化槽がきちり管理されているとすると、公共下水道並み、あるいはそれよりいい水質のものを河川に流しているという、こういう実態かと思えますが、昭和40年代から今日まで長い年月がたっておりますので、そろそろ合併浄化槽も手を入れなければならない時期に来ている。

そうしますと、そういう旅館の人たちの水道や温泉、あるいは井戸水の汚水を公共下水道に接続していただく、田牛とは違う、100%を目指して大きな量の汚水を出しております旅館・ホテルの皆さんの汚水が公共下水道に入っていないと。これをまずすることが、今日の公共下水道の第一の課題だと、解決していくためのですね。

そういう形の中で、国のほうの指導がありまして、1立方メートル当たり150円以上の値段にしないと、社会事業費っていうんでしょうか、お金を国から借りるときや、あるいは補助金等の削減をさせられてしまうんだと、こういう国の残念な事情があるので、一定規模の値上げというのは認めざるを得ないのかと、こういう判断をしたところでございます。

したがって、公共下水道と田牛排水集落事業を全く同列のものとして考えるのは実態に合っていないんだと、こういう考え方をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、議第70号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

報告者にお尋ねします。ここで休憩してよろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） では、11時15分まで休憩します。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

休憩前に引き続き、報告を求めます。

報告者、どうぞ。

○12番（沢登英信君） 自らの反省点を一言述べたいと思います。

田牛集落排水につきましては、当局は地元のどなたか知りませんが、地元で説明会をして了解を得ましたと、こういう報告をしておりましたが、当委員会におきまして、地元の人たちを参考人として呼んで確認をするという、この委員会の手続を踏まなかったことを非常に反省をしているところでございます。

自分自身は、これは否決すべきものと考えましたので、そこまではという思いもありましたが、委員会全体の見解としては、本当に議会が市民のための議会ということであれば、住民に関することは、その代表者を委員会に呼んで、意見をしっかり議会として確認をして判断を下すと、こういうことが必要ではないかと。当局の言うことをうのみにして、それでいいんだという結論を出させてしまったという点については、深く議員として反省をしているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 議第70号について報告者の追加の説明がございましたが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、議第70号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

次に、議第71号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。これをもって、議第71号についての少数

意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席へお戻りください。

次に、総務文教委員長、土屋 仁君の報告を求めます。

4番 土屋仁君。

〔総務文教委員長 土屋 仁君登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

- 1) 議第59号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について。
- 2) 議第60号 下田市過疎地域持続的発展計画の一部変更について。
- 3) 議第61号 下田市過疎地域持続的発展基金条例の制定について。
- 4) 議第62号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 5) 議第63号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について。
- 6) 議第64号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 7) 議第65号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 8) 議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。
- 9) 議第72号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。
- 10) 議第73号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）（人件費）。
- 11) 議第74号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（人件費）。
- 12) 議第76号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）（人件費）。
- 13) 議第77号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）（人件費）。

2. 審査の経過。

12月12日、13日の2日間、第1委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より芹澤福祉事務所長、鈴木企画課長、大原財務課長、須田総務課長、土屋税務課長、土屋防災安全課長、藤井議会事務局長、佐々木学校教育課長、平川生涯学習課長の出席を求め、

それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係わる現地審査を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第59号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、適正な指定であると認めた。

2) 議第60号 下田市過疎地域持続的発展計画の一部変更について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な変更であると認めた。

3) 議第61号 下田市過疎地域持続的発展基金条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

4) 議第62号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

5) 議第63号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

6) 議第64号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

7) 議第65号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

8) 議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

なお、本委員会は次のとおり附帯決議を決定したので申し添えます。

令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）中、歳入予算に係る自治総合センターコミュニティ助成金及び歳出予算に係る図書館管理運営事業のうち、車両購入等の関連費用については、宝くじの収益を財源とした助成金を活用し、学校や市内各所を訪問する移動図書館事業のため、約500冊の図書を収容できる移動図書館車を購入するものであります。

なお、同事業は本年度の6月定例会において、令和5年度下田市一般会計補正予算（第3号）として議決したものであります。

減額補正の理由は、入札不調により年度内に事業を執行することが困難であるとの説明でありました。助成金の関係要綱等に即した減額補正であることは理解しますが、事業が実施できないことについては誠に遺憾であります。

全ての事業は、市民福祉の向上に資することを今一度認識するとともに、入札不調の原因を究明し、事業執行に当たっては特段の慎重を期すよう強く求めるものであります。

9) 議第72号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

10) 議第73号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

11) 議第74号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

12) 議第76号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

13) 議第77号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 議第60号に関しまして、具体的に61号の内容について、まずお尋ねをしたいと思います。

過疎地域の持続的発展計画に基づいて事業を展開するわけではありますが、この事業計画がきっちり間に合わなくて、国にこの補助金等を返還しなければならないというような事態になったときに、この基金条例に積んで計画が確定したときに実施をする、あるいは単年度の3,000万、4,000万程度のもではなかなか困難だというような大きな事業について、基金を積んで事業を実施する、こういう説明をいただいたかと思うわけですが、そうしますと、具体的に基金条例等によって実施をしようとする事業はどのようなものがあるのかと。そして、原則的に、過疎地域でございますので、現在の計画を実施していけば、基金に積むようなお金は残らないというのが原則ではないかと思うわけですが、ここら辺の事情はどのように理解したらよろしいのか、どういう議論があったのか、1点目をお尋ねをしたいと思います。

そして、2点目は、議第71号の補正予算（第5号）でございますが、予算書の12ページに第3表の債務負担行為の変更がございます。その中で、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託、5年度から6年度まで、これは当初は680万円の範囲内で子育て支援事業を策定をし、5年度には280万円を払うんだと、6年度に残りの400万を払うと、こういう計画であったかと思うわけですが、これを5年度には契約して、5年度には実施できないので、具体的に6年度にこの実現をして、680万円を払うんだという変更契約をしているわけであります。

そして、御案内のように、今、国はこども家庭庁でしたか、そういう庁までつくって人口減対策、子育て支援をしていこうと。その一つは、やはり子育て世代、あるいは結婚をしようという世代の給料・賃金を引き上げて、結婚しようというような思いになっていただく施策をしよう。

2点目は、社会体制といいますか、差別をなくそうと、特に女性差別、ジェンダー平等を図っていこうと。

3点目が、それぞれ医療費や保育料や教育費を無料にして、子育てしやすい、そういう社会をつかっていこうということを国は掲げていようかと思うわけです。

それらに呼応する下田市の子育て計画をどうするのか、こういう課題の、この委託料であろうかと思うわけであります。

こういう観点からしますと、これが実態的に事業が先延ばしされたのではないかというような思いと、この事業につきましても、当然、業者がつくるというようなものではなくて、市内の社会福祉協議会の皆さん、あるいは市民課、福祉事務所、あるいは財政課と、それぞれチームをつくって大きくこの計画に関わっていただきませんか、実態的な子育て計画にならないと。

しかも、この計画は、先ほど言いましたように、少子化対策等をどう克服していくのかと、過疎地域からどう脱却していくのかということにもつながる重要な計画だと思うわけです。

その計画についてどのように審議をされたのか、私は従来からこの計画づくりは、市の職員が中心になって、市民とともに自ら行うべきだと、委託するというような安易な考え方は改めるべきだと、こういう主張をしてまいっているところでございますが、このような観点がどのように審議をされたのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 委員長。

○総務文教委員長（土屋 仁君） すみません、それでは、まず最初の議第60号、61号の関係でございます。

まず、今回の条例制定の趣旨ということで、現在、過疎地域の特別措置法の規定によりまして、地方債としてソフト部分ということで、今現在、中学校の通学バスの運行事業、それから通学費補助金等々のソフト事業に充当されているというようなことでございます。ソフト部分につきましては、発行限度額3,500万円というようなことは御説明があったかと思えます。

今回、こちらについて単年度で使い切れなかった分を基金に積み立てて、後年度、活用していくというようなことで、この基金条例が提案されたところでございます。

委員会の中でも、ちょっと今後どのような使い方といたしますか、していくのかというようなことでございましたけれども、新年度予算、今、編成中でございますので、これからちょっと変更はあるかもしれませんが、新年度につきましては、3,500万円を基金にまず積んで、そこから充当できる事業に充当していこうというようなことでございます。

ソフト部分の申請については、基金造成か、あるいはそれ以外かというようなことで、総務省のほうに申請することになっているというようなことでございますので、当面、基金に積むと。

せっかく基金、つくったので、担当課としても財源として確保したいというようなことは

ございましたけれども、昨年度も全額充当しているというようなことでございますので、今後、予算編成時の検討にしたいというようにお話をいただいております。

今、頂いている過疎債が、ソフト事業がほかの財源で賄えるようであれば、積立てが可能でというようなことでございますが、なかなか難しいのではないかなど、これは担当レベルの回答がございました。

次に、子ども・子育て支援計画ですか、こちらにつきましては、今年度債務負担、当初280万円の支出を今回、減額して、契約締結のみとしたというようなことでございます。

実際にちょっと委員会の中で、自前で計画を策定しろというような議論は当然、当初予算で可決いただいているものでございますので、そのような議論はございませんでした。当初スケジュールですと、この秋ぐらいまでに子ども子育て会議というものがございます。こちらにつきましては、市内の保育事業者であったり民間の保護者の代表の方であったり、庁内関係課の担当者が入って組織するような会議でございます。

そちらの会議を開催いたしまして、計画策定の方向づけを検討して、また、保護者ニーズを把握するためにアンケートを、そのアンケート結果を事業者のほうにお渡しして、そのアンケート分析、それから計画策定につなげていくというようなスケジュールを想定したというようなことでございますけれども、今回、スケジュールが遅れた原因については、ちょっと子ども子育て会議の委員の選定にちょっと時間がかかったというような回答がございました。

今後のスケジュールといたしまして、ようやく委員の選任もまとまったというようなことで、年明けに会議を開催、その後、アンケートを実施して、プロポーザルで事業者選定を行いたいというようなことでございます。

特段、担当からの答弁によりますと、3か月程度の遅れというようなことでございますが、特段心配されるような不具合が出ないように取り組んでいきたいというような答弁がございました。

こちらにつきましては、令和7年度からの第3期計画ということでございますので、令和6年度末までの第2期計画、こちらのほうに掲載されていない、このこども家庭庁であったり、子育て支援の問題であったり、無償化であったり、また、こういう内容についても掲載されていくものと思われま。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 御答弁ありがとうございます。

そうしますと、今、このソフト部分の3,500万につきましては、中学校・小学校通勤費等に充てて使っているということの報告をいただいたわけですが、そのほかにソフト部分の検討というのではないのかと。通勤費だけで全部ほとんど3,500万を使ってしまうということであれば、この基金を設ける理由ってというのはどこにあるのかと。

そして、一旦この基金に入れて、その基金から一般会計のほうの事業実施に充てるんだと、こういう説明でしたけども、なぜそんな二重のことをしなければならぬのかということになろうかと思うわけです。

やはり基金をつくるからには、基金の目的を明確にして基金条例をつくるというのは原則ではないかと思うんですが、その点の議論はされたのか、されないのか。当局の言うままの結論づけをされたのかの点について、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、確かに当初予算でつくられて、自分もそのときにそういう、自らという発言をしたような思いがあるんですが、やはり選定委員に時間がかかったという御答弁でございますが、この子ども子育て会議ですかの選定委員、どういう方に委員になっていただくということに時間がかかってしまったという、こういうことの御答弁でしたけども、時間がかかってしまった内容というのは、具体的に何で時間がかかってしまったのか、再度お尋ねをしたいと思います。

3か月程度の遅れであるので、令和7年度から令和11年度のこの計画には何ら差し支えないんだと、こういう御答弁でございますが、やはり市民と共に作るという、こういう経過が必要だろうと思いますし、現在の状態は、かつて保育事業等については福祉事務所で、幼稚園は教育委員会で、国のほうの行政区分に従って、市役所の区分も一体と分かれていたかと思うんですが、経過の中で保育所・幼稚園を含めた長期・短期という保育であるというような見解から、教育委員会にこの分掌を変えるという計画になった経過があると思うんですが、国がそういう意味では、子ども子育てへの家庭庁なるものをつくるという形になりますと、やはり少子化対策を含めました対応を、当下田市としてもきっちりつくっていくというような機構改革っていうんでしょうか、そういうことも検討せざるを得ない時期に来ているのではないかと思います、それらの提案や議論があったかどうか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○総務文教委員長（土屋 仁君） 最初の基金条例の関係でございますけれども、過疎債のソフトの部分については対象事業が定められております。これについては、地域医療の確保、

住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために地方債を財源として行うことが必要と認められる事業、ここで基金の積立てを含むというようなことになっているところでございます。

今回、基金条例をつくって、その基金に積み立てるという部分につきましては、実際に充当し切れなかった部分があった場合、それは今までですと単年度ですので、例えば3,500万円の枠がありながら3,000万円しか充当できなかった、その部分については、要は返還しなければ使い切れないというような部分もあって、今回、そういった部分があれば、そちらのほうに積み立てて、翌年度以降の財源にしようというようなことでございます。

また、沢登議員のおっしゃるように、なかなかその基金が、過疎債のその基金に積んだ分が残るかというような部分については、ちょっとなかなかまだ分からない状況でございますし、また、こちらについては、公共施設の除却、いわゆる解体経費ですか、そういったものにも使えるというようなものでございますので、財政当局からしてみれば、なるべく何とか財源に余裕があれば積みたいというようなことでございます。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、総務省の申請の部分もございますので、総務省の申請については基金造成、また、あるいは今までどおりのその他の使い方というような部分もございますので、今回からその基金造成というようなことで申請をされていくというような答弁でございました。

それから、子ども子育て支援計画の関係でございます。

子ども子育て会議の委員選定にお時間がかかって、一体どのような方にどの程度の時間がかかったかというような御質問でございますが、そちらについては質問等もございませんでした。特段、こちらのほうも質問はしなかったというようなことでございます。

市民とともにつくるというような、計画をつくる、策定するというようなことでございます。こちら先ほど申し上げましたとおり、子ども子育て会議の中にはいろいろな方が入っていらっしゃいます。そちらの方々の意見を聞きながら、それを参考に計画の方向づけをされていくというようなことでございますので、先ほどからおっしゃっているような業者さんに丸投げ、そういったこともございませぬし、まず、アンケート調査を実施すると、そのアンケートについても、恐らくその子ども子育て会議の中でどのようなアンケートをしようかと、まず、そのようなところからもんでいくというようなことだと思います。

機構改革、こちらについては、私もちょっとそういうような部分は感じているところでは

ございますけれども、特段、委員会ではそのような質疑等はございませんでした。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 要望を申し述べて終わりたいと思いますが、この過疎地域の基金条例ですが、今年度で言えば3,500万のお金を基金にまず入れてしまうと、そうすれば、国との関係は、もらいはぐれがないという、こういうことかもしれませんが、この基金の趣旨から言えば、その年度の事業を展開して、余った場合に基金に積むという、こういう趣旨からすると、まず、入れてしまうというのはいかななものかと。結果は同じことになるのかもしれませんが、やはり過疎地域をどう克服していったらいいのかということの事業にきっちり事業計画をつくって当てていただくということが必要ではないかと思しますので、そういう要望を当局にして終わりたいと思います。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございませんか。

7番 岡崎大五君。

○7番（岡崎大五君） 一般会計補正予算の中の車ですよね、移動図書館事業の入札不調で減額になったってところなんです、これ、そもそも宝くじの収益の助成金があったからこういうことを考えたのか、あるいは移動図書館が必要だなというところから宝くじの助成金を充てればいいんじゃないかっていうふうに考えたのか。

後者の考え方からすれば、また来年度も何かチャレンジングなところで移動図書館事業を再び上程するようなことを考えているのか、その場合の図書館、買ったから、それで全てが済むわけじゃなくて、今、行われているまちなか図書館との連携、その他移動図書館を購入できた場合の構想でありますか、利用構想といいますか、どういうふうに利用するのかっていうようなことも含めて、委員会の中で御議論があったのかどうかお尋ねします。

○総務文教委員長（土屋 仁君） 移動図書館車の部分でございます。

こちらにつきましては、先ほども説明したとおり、本年6月定例会、補正予算（第3号）で可決された事業でございます。

現在、生涯学習課におかれましても、移動図書館事業というのは、こういった車を使わずに、通常の車両にコンテナに絵本を積んで学校等へ行って、移動図書館、やっていらっしゃるというようなことでございますけれども、やはり利便性を考えたとき、それから本の冊数が増えるというようなことで、移動図書館があればというようなことで、その財源として宝くじを、収益金を活用した助成金、そちらのほうを活用して購入するといったものでござい

ますので、どちらが先か、基本的には、やはり財政的な部分もございますので、財源の裏付けがないと、なかなか難しい事業かなとは思いますが、生涯学習課、担当課からすれば、こういった事業を展開していきたいといった部分が大きかったというふうに思っております。

今後の関係でございますけれども、今回、自治総合センターの助成金については、もう既にこの事業を取りやめたというようなことございまして、新年度に向けて、11月に申請を受理していただいたと。来年度、これについては交付決定がどうなるか分かりませんが、今年度420万、新年度490万円の予定で申請は出しているというようなところでございます。

そのまちじゅう図書館との関係については、特段、議論はございませんでした。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

次に、議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）に対して、長友くに君及び沢登英信君から、お手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

5番 長友くに君。

〔5番 長友くに君登壇〕

○5番（長友くに君） 議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議を申し述べます。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和5年度下田市一般会計予算（第5号）により修正された債務負担行為のうち、一般廃棄物処理基本計画の見直し業務委託料として、業務委託522万4,000円を令和5年度において締結し、令和6年度において支払うことにつき、その業務委託の必要性に異議を申し述べたいと思います。

下田市においては、皆さん、お読みになったと思いますが、11月14日付の伊豆新聞において、このようにごみ減量意識を啓発という形で、下田市ごみ減量塾という活動を行っているということが報じられました。

また、バイオマス資源については、下田市の上下水道課が地域バイオマス資源活用についてという、こういうような文書を出して、これに取り組んでおられます。

このように、下田市においては、時代に先行するような提言を行っておられ、そのほかにも様々な施策を進めておられます。

このような状況を鑑みると、あえて外部の業者に一般廃棄物処理基本計画の見直しを委託しなくても、市独自のやり方で現代の問題に対応する施策が進められるものと確信します。

自分たちの町の将来図に市の担当者が計画を提案しなくてどうするのでしょうか。外部の市の状況をよくは知らない業者が思い込みでつくった将来図を参考にしなければならないほど、市の担当者の方々が能力がないとは思えませんし、また、実際に素晴らしいアイデアを出されております。おまけに、これは15年計画として既につくられており、その見直しに過ぎません。

500万以上の委託料で、何か自分たちには思いつかない素晴らしいアイデアがもたらされるとするのは、幻想ではないでしょうか。実際、生活環境影響調査の報告書には、74か所も誤謬があるという信じられない報告書が出されております。

外部業者に頼んでも、市民目線ではない教科書的な報告しかもたらされないことは想像に難くありません。よって、この債務負担行為の必要性はないと考え、取消しを提案いたします。

以上です。

○議長（中村 敦君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を行います。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 修正案として配付いただいた説明資料の説明がございませんでしたので、説明をお願いしたいと思います。

○5番（長友くに君） 説明資料の1ページ目、その下から5行目に一般廃棄物処理基本計画見直し業務委託料として522万4,000円が計上されておりますが、これを取り消す。右側の令和5年度、令和6年度、これも522万4,000円、この部分を取り消す提案をさせていただいたわけです。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 取消しによりまして、令和5年度における債務負担行為全体の合計

額・限度額の変化というものがあるかないか、しっかりと説明をいただければと思います。

○5番（長友くに君）　そこに、2ページ目に書かれておりますように、全体として26億6,874万8,000円のところ、この減額によって国庫支出金4,815万8,000円、そして地方債2億8,980万円、その他8,951万7,000円、これと一般財源22億4,127万3,000円というふうに合計額が変化する予定です。

○議長（中村 敦君）　ほかに質疑はございませんか。

7番 岡崎大五君。

○7番（岡崎大五君）　これ、自前でやればいいんじゃないかっていう話だと思うんですけども、その場合の自前分の人件費っていうのがどこから出るんでしょうか。

いわゆる外部委託の場合は、外部に委託する人件費もこの中に含まれている。当然、含まれている。その分、下田市の人件費はそこには含まれないわけですが、これを要は全部自前でやるってなったら、自前で人件費をやらなきゃいけない。

ですから、その人件費、すなわち今、働き方改革が行われている中で、従来の形プラスのオーバーワークというか、仕事を担当課にやってもらうということになるわけで、そういった手当っていうのはどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○5番（長友くに君）　つまり、もう既にやっていたらっしゃる事業が、このようにね、ワークショップもやってらっしゃるし、こういうような先進的な事業を行っていたらっしゃるわけですから、そのまとめをしていただければいいんじゃないかと思います。

○議長（中村 敦君）　7番 岡崎大五君。

○7番（岡崎大五君）　ですから、人件費が幾らになって、その分がどのような形で当局が、下田市は求償するのかっていうことをしっかりと計算した上でやっていただかないと、ただ削除するんだ、やらないんだ、で、この計画そのものもやらなければゼロになるからあれですけども、やることはやるわけですから、業務自体は存在するわけですね。予算がなくなっても業務は存在するっていう中で、その業務費用はどこから捻出されるのか、そこら辺を明確にお答えいただければと思います。

○議長（中村 敦君）　12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君）　補足説明を、この席でよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦君）　結構です。

○12番（沢登英信君）　させていただきます。

委託料としての522万4,000円があるわけですから、このお金を使って自らつくるための費

用に充てる、人件費が必要ならこのお金を充てる、あるいは大学の先生や知恵者の知恵を借りたいということであれば、そういう費用にこのお金を使って充てていただく。それをどういう具合に使うかというのは、私どものほうに権限があるわけではなくて、当局に権限があるわけですから、財源は既に522万5,000円がある、このお金をお使いになったらいかかかと、こういう提案でございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） どうぞ。

○5番（長友くに君） 私がこれを提案した理由は、つまり外部委託という形で市の将来図を書いていくということに対して、この課だけではなくて、いろんなところで、例えば図書館のワークショップなんかでも外部の大学生・大学院生なんかを呼んで提案をされているようですけれども、何よりこの町に住む、そして町の行政を担当している方たちが、この町の将来について将来図をつくっていくっていう、そういう積極的な姿勢が欲しいものだと思うわけです。そういう意味から、この提案をさせていただきました。

業務委託という形でいろいろなものが行われてはいるけれども、この間の生活環境影響調査に見られるように、東西南北も分からないような業者さんが入ってきて、下田市のことをあれこれ言っても、それを基にして、それを土台にして百三十何億も使うような、そういう計画が着々と進んでいくということに関して、非常な危惧を覚えざるを得ません。

そういう点から言うと、私、これを考えるときに、いつも戦艦大和の最期を思ってしまうんですよね。国家予算ほどの建設費をかけて造った巨大な軍艦ができたときには既に時代遅れで、片道燃料で特攻に出さざるを得なかったという、やはり市の将来像として、市民が何を望んで、市の状況はどうなっていくのかということをしかりと捉えた上で、責任を持った対策を取っていかねばいけないんじゃないかと思います。

その意味で、今、御紹介しましたように、様々な先進的な施策をしていらっしゃるわけですから、それに対して、業者を入れてどうこうということに対して、私は疑問を提示せざるを得ないものであります。

以上です。

○議長（中村 敦君） 7番 岡崎大五君。

○7番（岡崎大五君） 今の沢登議員の説明ですと、524万は取ってあるんだと。取ってあるんだっていうことであれば、この修正案そのものが成り立たないんじゃないですか。

修正案は、これ、全部取るんだっていう、削除するんだっていう修正案なので、内容がど

うこうじゃなくて、お金も全部取るんだっていう内容ですよ。そういった修正案が、そのものが成り立たない。ですから、もし沢登さんがおっしゃるような内容でしたら、修正案そのものを、これ、修正しなきゃいけないっていう。すなわち522万4,000円はいいけども、この中身の委託料は駄目ですよっていうような話にせざるを得ないっていうようなことだと思うんですね。そこら辺をはっきりちょっと説明していただければと思います。

○議長（中村 敦君） どうぞ、提出者。

○5番（長友くに君） 市庁舎内での計画策定にどの程度の予算が必要なかっていうことは、まだ精査しておりませんでした。ですから、この522万何千円を使えるものかどうか、それとも、新たに予算措置を講じなければいけないのか。令和5年度に契約を結んで令和6年度に支払うということになっておりますから、これをもう一度精査し直して、市の内部で行うには、どの程度の予算が必要なのかということのを改めて令和6年度の予算として提出していただければよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございませんか。

4番 土屋 仁君。

○4番（土屋 仁君） すみません、先ほど、説明の中で、委託について、業者さんが何にも知らない下田のことを思い込みで計画を策定するというような表現がございましたけれども、当然こういった計画については、業者さんから提案方式で、プロポーザル方式でやるというようなことで、その提案を出すときに、当然、参加される業者さんは、下田のことを綿密に調べて、どのような計画策定に向けて進んでいくかというようなことを、要は策定して、プロポーザルに臨んでこられるというようなこともございます。そういった提案者の、要は何も知らない業者が思い込みでつくるというのは、提案者の方の思い込みではないのかというところをちょっと質問させていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 提出者。

○5番（長友くに君） 思い込みでいい加減につくるとは言っておりません。この下田の町の特性、その歴史、地理的な状況、そういうことも含めて、深い洞察によってつくられるんなら、私もそれには一つの意味があるかもしれないと思いますけれども、何か業者に丸投げして企画してもらえれば、それでいい案ができるみたいな、そういうような行政の方向性っていうものに対して、多少の疑念を持たざるを得ないというわけです。

ですから、全くその業者に委託するのが駄目というわけではなくて、この議第71号に計上されているこの予算案のこの業者への委託に対して疑念を感じざるを得ないというわけです。

市の職員の方が頑張っているから、それ以上の何かアイデアっていうものを求めて、的確な将来図が描かれるのかどうか、市の職員の方が自らの責任でもって将来図を描いていくという必要性を私は提言したいと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 4番土屋 仁君。

○4番（土屋 仁君） こういった計画をつくるときに、当然、その担当、それから市のほうがまるっきり関わらないということはありません。当然、一緒になって、先ほども説明しましたが、子ども子育て計画については、市民の皆さん、それから地域の皆さんを含めた会議をつくって計画策定に進んでいくというようなことでございます。

また、例えば市の職員がやるよといったときに、市の職員、例えば、新卒で入ってきた子が下田のことを知ってますか。下田市職員には、他市町からの職員も来るという中で、じゃあ、どうやってそういった方たちを選抜してチームをつくるのか、なかなかそれについては難しい部分もあるというようなことでございます。

委託を完全に否定するのではなく、全て丸投げするということはありませんので、これについては市当局、それから事業者さん、それなりの提案をしていただけるわけでございますので、そこを見極めて適正な計画をつくっていただきたいと思っております。

こちらについては回答は結構です。

○議長（中村 敦君） どうぞ、提出者。

○5番（長友くに君） 先ほど報告がありました総務文教委員会の子ども子育て支援事業計画、これについて、住民の皆さんとかいろいろな立場の方を交えて計画をつくっていくという案には大いに賛成いたします。ですから、そういうことをやっていけばいいんじゃないでしょうかね。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございませんか。

8番 楠山俊介君。

○8番（楠山俊介君） ちょっと御質問をさせていただきます。

今回、この5年ごとの見直し部分の中の作業を外部に委託するという事で、よいものがないと思われる確証を簡単に教えてください。

以上です。

○議長（中村 敦君） 提出者。

○5番（長友くに君） よいものがないと断定しているわけではないわけです。

つまり、今、次々といろいろなね、この下田市ごみ減量塾、こういうことを提案していらっしゃるわけですから、そういう施策に勝るものが業者から提案されるという、そういう確証も得られないんじゃないでしょうか。

ですから、今、やっていたら事業を、できましたら住民の参加、そして、もし必要なら、識者の参加を求めて練り上げていく。さっきの子ども子育ての場合と同じように、そういう広範な知恵を集めた、そういう対策を取っていくのが必要ではないかと、そういうことを申し上げているわけです。

○議長（中村 敦君） 8番 楠山俊介君。

○8番（楠山俊介君） 私も、これからの進捗の中の詳しいことは聞いておりませんが、仮に今、長友議員がおっしゃったような形で住民の声を聞く、あるいはそういう今、工夫されていることをその中に盛り込んでいくかどうか、それは判断でしょうけれど、そういう検討をしながら、民間の委託先が作業を進めていくというような状況が見えれば、この民間に委託をして作業するということは賛成されるのでしょうか。御質問します。

○議長（中村 敦君） 提出者。

○5番（長友くに君） 最初からね、何にもない白紙の状態です。計画をつくるっていうことでしたら、そういういろいろな方たちを巻き込んだ計画策定が必要かもしれませんけれども、既に動き出しているのに、500万以上もかけてさらなる施策を要求するということは妥当なものなのかどうかということをお伺いしているわけです。よろしいですか。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、修正案に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。自席にお戻りください。

以上で委員長報告、少数意見者の報告及びそれぞれの質疑、修正案の説明と質疑を終わります。

ここで休憩したいと思います。1時10分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第59号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についてを討論にします。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議がないものと認めます。

よって、議第59号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 下田市過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第60号 下田市過疎地域持続的発展計画の一部変更については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第61号 下田市過疎地域持続的発展基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第61号 下田市過疎地域持続的発展基金条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。

13番 江田邦明君。

〔13番 江田邦明君登壇〕

○13番（江田邦明君） 議第62号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

これまで下田市議会は、時々時代背景に応じ、人事院勧告に準じ、期末手当を上げた、下げなかった時代背景がございました。

今現在、静岡県内及び全国的に見ても、期末手当の月数が低いのは、下田市議会が下げたときは下げ、上げるとき、上げなかった時代背景があるからであります。

この前の任期4年間の中で、下田市議会は議会改革、また、女性・若者の参画という中で、議員のなり手不足の解消に向けて協議を重ねてまいりました。多様な人材の議員の参画を促すためには、この期末手当の改善も一つの課題ということを議員で認識しているところでございます。

下田市議会は、この4年間の任期の中で、これまで基本としていた国家公務員の指定職の月数に合わせることを一つの目標と掲げていたと私は認識しております。

今回の人事院勧告に基づく期末手当の0.1増に資する本条例の改正については、必要な条例改正だと認識しております。

また、国家公務員の指定職数に合わせるためには、今後、下田市特別職報酬等審議会の諮問等に基づき、適正な月数に上げることを必要と考えております。

以上をもちまして、本議第62号に対し、賛成の立場で意見を申し述べます。

○議長（中村 敦君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議がないものと認めます。

よって、議第62号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第63号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第63号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第64号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第64号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第65号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第65号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第66号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第66号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第67号 下田市水道事業の設置等に関する条例及び下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第67号 下田市水道事業の設置等に関する条例及び下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第68号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 議第68号 下田市下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場からの討論をさせていただきます。

下田市下水道事業の設置等に関する条例第3条におきまして、処理区域面積は319.3ヘクタール、処理人口は1万490人、あるいは1日最大処理能力は1万1,700立方メートルと定められているわけであります。

これが従来の今日の条例でございますが、この案文を下田市公共下水道事業計画に定める額、こういう具合に改正するわけですが、このことによって、この下水道事業の大きな計画の柱が議会にかけなくていいという、こういう形になってしまうわけであります。

従来、これらの基本的な問題は議会できっちり審議していただいて、条例改正として諮ると、こういう形になっていたわけでございますので、それを下水道事業の計画に定めるということは、全てそれらのものが当局権限で改正がされると、議会には諮らなくてもいいと、こういうことになってしまうわけですので、この条例改正については議会の権限を狭める形のものになるわけございまして、ぜひともこれは従来どおりの規定のままにしておいていただく必要があろうかと思うわけであります。

2点目としましては、この下水道事業を公営企業会計全部適用にするわけですが、管理者を置かないという形で進めたいという、こういう提案でございます。それに伴いまして、やはり職員の増員体制を含めました、やるのであれば、管理体制が必要ではないのかと、こういうことでございます。

それから、なお、この下水道事業については複式簿記方式であると、こういう形で処理をしている事業体は上下水道課しかないから、そこに持っていくのだというこういうことですが、やはり現在の産業課や市長部局におきましても、問題の捉え方としては、複式簿記のような仕組みを職員自身も身につけるといふことは必要であろうと思います。

上下水道課しか複式簿記の書式を使っていないので、そこにまとめればいいんだという、こういう見解は、まさに安易過ぎるのではないかと思います。

こういう2点の立場から、この条例改正については、再度見直していただく必要があるということから反対をするものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五君。

〔7番 岡崎大五君登壇〕

○7番（岡崎大五君） では、賛成意見を述べさせていただきます。

まず、公営下水道事業にするっていうようなところのメリットは、やはり集約化をして、集落排水も同様に集約化をして、下水道事業の中で見ていこうという考え方が根本にあるように思われます。

すなわち、今よりももう少し合理性を持った、今、産業振興課と、それと上下水道課に分かれているものを一体化するというメリットもありますし、あと、人のやりくりも含めて、意見といいますか判断といいますかが一元化されるということは、合理的な形になるのではないかなというふうな認識であります。

そして、先ほど沢登議員がおっしゃったような、この条例を改正しますと、行政の独断で全てのことが進んでいくかのようなお話になっておりますけれども、ここで委員会の中で、課長のほうから下田市公共下水道事業計画にのっとりつつ上で、それをまずは議会にも諮る、あるいは議会で御意見をお聞きしながら、その中で定めていくってというような形になりますので、必ずしも行政が独断でものを進めていくには当たらないというふうな御説明がありまして、なるほどなと思ったところでございます。

それと、管理者のことにつきましては、管理者を置いてあるのが政令都市をはじめ、大規模な公営の形での下水道をやっている浜松でありますとか、静岡市でありますとかに限られる、すなわちそこに管理者を置くことによって人件費がかかるからだというような説明もありましたし、あるいは、この条例の条文をよく読んでいきますと、第8条の中では市長は下

水道事業に関し、第7条ですね、第7条の中で云々というのが、第8条のほうに移りまして、第8条のほうでは、市長に提出しなければいけないという書類を市長に提出するんだと。

あるいは、この附則の第4項第4条の中で、市長の確認を受けなければならない、これは前回と同様ですけれども、さらに市長に届け出なければならない、市長の許可を受けなければならない等々、これまでと同じような市長の権限といいますか責任というものが明確にされておりまして、全く当局の責任がないような話ではないということでは理解しているところでございます。

ですから、あと、複式簿記に関しましては、下水道課だけでやっているの、下水道課だけで全部まとめるのは変だっという話もあるんですけども、より合理的な下水道事業にこれからしていかないと、もう赤字をずっと垂れ流しているわけですから、そこら辺をもう1回見直すという意味では、公営企業の複式簿記を採用することによって、様々なほかの市町との、比べやすくなる、あるいは中身が精査しやすくなるってところにおいては、より適切な、住民の負担が少ないような方向に進むものと期待しております。

ですから、これまでうまくいかなかったわけですね。これまでうまくいかなかったものをこれからうまく行かせようというような考えの中で、国も含めて何とか少しでもっていうようなところでの今回、条例改正だというふうに認識しておりまして、その点では、動かさないよりも動かさなければよくはない。動かさなかったら、今までどおりのこととなりますので、そういった意味で正しい選択ではないかというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、反対意見の発言を許します。

5番 長友くに君。

〔5番 長友くに君登壇〕

○5番（長友くに君） 今さら言うまでもないことですがけれども、この上下水道というのは人間の生活の基本になるものです。これについて、市を挙げて討論を深めていく、そして、誰かがリーダーシップを取って、市民の公共の福祉に資するための施策を取っていかなければならないんじゃないかと思えます。みんながばらばらでこの事業が進んでいくとは思えません。

おまけに、この上下水道事業というものは生命の基本になるものですから、これをインフラ整備していくというのは、非常に大事な市の行政の中心となるものではないでしょうか。

田牛の集落排水事業が、費用に対して料金が安いというようなことが問題になって、これ

を回復しようということになっているようですけれども、このインフラ整備っていうものは、市民が全額負担するというようなことにはなっていないのは、もう皆さん御承知のとおりで、学校教育とか道路行政とか、そういうものは利用している者が払っているだけではなく、広く全市民が負担することによって成り立っているんじゃないでしょうか。

この上下水道事業も採算が取れないということを主な理由として値上げに踏み切る、そういう方向性でいいのかどうか。そうしたら、その資料にありましたように、今の4.4倍にしなければペイしないという、そういうことを住民の負担に任せていいのかどうかということを考えていかなければいけないのではないかと思います。

この上下水道というのは、繰り返しますが、人間の生活にとって欠かせないもので、それを承知している市町では、この上下水道料金を減免するという方向も取られております。

さらに、長野県なんかは、この上下水道事業を民営化したために、料金を払わなかった人に対して7か月もの間、水道の供給を止めるというような、そういうことが行われています。

私の知人は大和市に住んでいますが、水道料金を滞納したために水道を止められてしまった、どうしたらいいだろうかって相談してこられたこともあります。

このように、市民の負担だけで水道事業を回すんじゃなくて、広く福利厚生のために水道というものはあってしかるべきではないかと思って反対いたします。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番 楠山俊介君。

〔8番 楠山俊介君登壇〕

○8番（楠山俊介君） 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回、下田市が下水道工事を公営企業会計に移行するという提案を出された背景には、総務省において、その要請、あるいは人口3万未満ですと、できる限りの要請という言い方になっておりますが、それがあります。

総務省はどのような見解を述べているかといいますと、下水道工事は近年、施設の老朽化、人口減少等による料金徴収の減少化と経営環境の厳しさを増している中で、自らの経営状況と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められているため、経営成績や財政状況など、自らの経営状況のよりの確な把握が可能となるように、公営企業法を適用し、公営企業会計への移行が必要と考えたためですと明記されております。私はそのとおりだというふうにありますし、下田の状況も、これにならってしっかりと移行し、改革していかなければならな

いというふうに思っております。

また、公営企業会計に移行するメリットというようなことで表現されている文章には四つメリットがあるというようなことで分けてはありますが、一つが経営状況の明確化ということでもあります。また、適正な財産把握、そして自治体間での比較が可能になる、そして職員の経営意識が向上するというようなことになっております。

これらのメリットを生かして、先ほども出ましたが、市民のための下水道事業がしっかりと進められるため、そのためには、今こそ公営企業会計に移行すべきだという思いの中で、担当課よりも提案されたことだと思っておりますので、私はその意図をしっかりと理解した上で賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

13番 江田邦明君。

〔13番 江田邦明君登壇〕

○13番（江田邦明君） 議第68号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

反対された議員の討論内容としては、資本費を含めた全ての事業を使用料金で賄うというような間違った認識の下、反対討論をされておりました。議員としては恥ずかしい限りでございます。今回の条例改正については、公営企業会計に移っても、基本的に使用料で賄うものは維持管理費のみでございます。

これは、生活排水を処理するという、同じ事業を進めていく上で、同じ行政区内の事業の最適化、経営の効率化、健全化という観点では必要な条例改正であると認識しております。

よって、議第68号に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（中村 敦君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議第68号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第69号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第69号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

現在の田牛地区の集落排水事業の使用料を値上げをしようという、この内容となっているわけであります。現在、118円の使用料を令和9年度には168円30銭、1トン当たり1立米当たりの料金に値上げをしようという計画でございますが、その目的は経費回収率を100%にしたいんだと。しかし、現実はとても100%には至らないと、37%程度しか、値上げ

してもならないということですから、そもそも問題の立て方が間違っていると言わざるを得ないと思うわけです。

経費回収率を100%にしてこの事業が存続できるのかといえば、必ずしもそういう形では存続できないということが明らかとなっているわけですので、そういう意味では、根本的な考え方を検討し直すということが、今日、必要な時期を迎えていようかと思うわけであります。

下田市田牛漁業集落排水と公共下水道が全く同じであると、こういうような理解を示して提案された内容で、これを是とすることは、やはり間違っているのではないかと思います。

田牛集落排水は田牛集落排水として事業展開をしてきました歴史的な経過や地域的な経過があるわけであります。公共下水道事業として展開した事業もまた、それぞれの歴史や経過がある。それを全く同じものとしてみなして、同じ料金体系にするんだ、こういうものの考え方は、全く地域性を理解しない、値上げ一辺倒の形で解決すればいいんだという形式的な見解ではないかと。このような見解を改めていただいて、現状の認識をきっちりと認識し直して、解決ができるような方策を提案いただきたいと思うわけであります。

以上の立場から、この70号の議案に反対をするものでございます。

○議長（中村 敦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五君。

〔7番 岡崎大五君登壇〕

○7番（岡崎大五君） 議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今、沢登議員がおっしゃったように、下水道と集落排水が違うんじゃないかって、おっしゃるとおりですけれども、これはほかの地域のいわゆる運営状況といいますか収支決算といいますか、どのように成り立っているのか、すなわち経費回収率を考えると、経費回収率は、例えば熱海なんかは下水道はすごくいいわけですね。ですけれども、集落排水については、押しなべて県内のどこの集落排水施設も20%とか30%とかいう経費回収率で、かなり下水道とは違う性質を持っている、これはよく理解されるどころかと思えます。

しかしながら、現在、この下水道会計のほうで、一般財源のほうから毎年5億円以上のお金が補填されている。さらに、この田牛の集落排水に関しましても、1,400万円からのお金が補填されている、そんなような現状でございます。

すなわち、例えば下水道のほうを1万人が使っている計算になりますと、1人当たり5万

円が補填されている。で、田牛のほうは大体100人でありますので、そうしますと、1人当たり14万円が補填されている、そういうふうな経営状況というか運用状況になっているところであります。

しかしながら、田牛の従量使用料としましては、11から20立米までが100円、21から50までが110円、51立米以上が120円ということで、一般の下水道、ほかの下水道の料金からしますと、約3割以上安く設定をされている。

確かに、ここには沢登議員がおっしゃるような歴史的背景、地域的特性みたいなものもあるやもしれません。これ、調べてないんで私、何とも言えませんが。ですけども、この現状、今、言いました数字の現状を挙げたときに、田牛以外の下水道を利用の方、あるいは私の家なんかもそうですけれども、合併浄化槽を使っているお宅の皆さん、そういった方々の賛同を果たして得られるのだろうか。

かなり大きなお金が、田牛の皆さんのために今、使われていると。そのことを自身が悪というわけではなくて、やはりここは他地域の皆さん、100件ある田牛の方以外の何万人もいる、一万何千人もいる方々の、やっぱり公平性みたいなものを、やはりより近づけていく、その中で、やはり僕は、今回の改定が、例えば6年の4月から9年の3月31日までは11から20立米の場合は120円、基本料金は月900円から月1,000円、9年以降が1,200円というふうに段階的に少しずつ、それで令和9年の段階でようやくこの下水道料金、一般の方の下水道料金と同じになってくるっていうような計画でございます。

ここには行政の側の田牛地区の皆さんに対する思いやりといいますか、心持ちといいますかね、そういったものが、僕は表れている。突然、ぼんと上げちゃうわけじゃないわけですね。

そういったところで、先ほどの下水道会計とこの漁業集落排水設備が一緒になることも含めまして、今回の値上げというのは、田牛の皆さんにも御理解賜れるような価格改正になっているのではないかと。現実をやはり皆さんに知っていただきながら、ほかの地域の皆さんとも合意形成が得られる内容になっているのではないかというふうに考えて、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） 起立多数であります。

よって、議第70号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

3番 浜岡 孝君。

〔3番 浜岡 孝君登壇〕

○3番（浜岡 孝君） 令和5年度下田市一般会計補正予算（産業振興課所掌事項）に関しまして、原案に賛成の立場で意見を申し述べます。

本件は、一般廃棄物処理基本計画の定められた5年ごとの見直しに当たり、計上された業務委託料を削除して、自ら計画の改定を行うべきではないかとの意見であり、既に計画本体があって、そのデータや文書を修正すれば、職員自らの手で見直しができるのではないかとの提案がなされているものでございますが、これまでにも当局から説明されているように、一般廃棄物処理基本計画は、下田市の今後のごみ処理の削減目標を、それに向けた施策・取組などを盛り込んでいくものであり、広域ごみ処理事業における4市町の取組にも影響が及ぶ計画であると言えます。

そのような計画を見直すために、多くの事例を熟知し、専門的かつ高度な知識を持つ外部のコンサルタントに委託し、任せ切りではなく、様々な施策、例えば先ほども御指摘のありました下田市の減量塾などで得ることが出来たノウハウや知見などを、下田市の状況を十分

にその専門業者に伝えることによって、彼らが持つノウハウを活用して、実情を踏まえた計画を取りまとめるということにつなげることは、有効な見直しの方法と言えると考えております。もちろん、その際、当局においては、計画取りまとめに積極的に関与していただきたいと考えております。

また、他市町の事例を見ましても、多くはやはり業務委託業者を選定して依頼していることが確認できております。見直しは、各種法改正や新しく制定された法律、清掃、リサイクル事業を取り巻く様々な情勢の変化などを踏まえて見直すためのものであり、行政当局が通常業務を行いながら単独で計画取りまとめを進めるのは困難なものがあるのではないかと考えられ、計画の見直し、取りまとめを専門家に依頼することは理解できるものでございます。

この観点からも、原案に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 提案者は発言できません。すみません。

修正案に対する賛成意見の発言を許します。

よろしいですか。できます、できます。

提案者か、ごめんなさい。提案者でした。できません。

では、次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって討論を終わります。

これより議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

まず、本案に対する長友くに君及び沢登英信君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） 起立少数であります。

よって、長友くに君及び沢登英信君から提出された議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） 起立多数であります。

よって、議第71号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第72号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。よって、議第72号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第73号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第73号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第74号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第74号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第75号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第75号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第76号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第76号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第77号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第77号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎発議第4号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、発議第4号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 発議第4号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を別紙により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出

するものとする。

令和5年12月15日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 長友くに。

同 江田邦明。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

提案理由につきましては、带状疱疹の発症予防に対し、高額であるワクチン接種費用の助成制度の創出を求めるためでございます。

意見書は朗読をもって提案をしたいと思います。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するといわれており、激痛を伴うだけでなく、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチン接種が有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴なども引き起こし、目や耳などに障害が残ることもあるともいわれている。

下田市内の医療機関のデータによれば、近年、带状疱疹の罹患者数が増加しており、また、高齢者層の関心も高い。

そこで、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や、公費で希望者が接種できる予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年12月15日。

静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 提出者の説明は終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

提出者は自席にお戻りください。お疲れさまです。

お諮りいたします。

発議第4号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出については、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第5号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、発議第5号 ガザ地区に平和をもたらす人道目的の即時停戦を求める決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） それでは、発議第5号を提案させていただきます。

ガザ地区に平和をもたらす人道目的の即時停戦を求める決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年12月15日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 柏谷祐也。
同 大西將由。
同 浜岡 孝。
同 土屋 仁。
同 長友くに。
同 天野美香。
同 岡崎大五。
同 楠山俊介。
同 渡邊照志。
同 鈴木 孝。
同 江田邦明。

提案理由。

人々の命を守り、中東に平和をもたらすため。

決議案文は朗読をもって提案をさせていただきたいと思います。

ガザ地区に平和をもたらす人道目的の即時停戦を求める決議。

ウクライナ戦争の終結を見ないまま中東で戦火がひろがりました。イスラム組織ハマスが行ったイスラエルへの攻撃と人質連行は明らかに国際法、国際人道法に違反します。また、イスラエル軍によるガザ地区住民に対する攻撃も国際法、国際人道法に反しており、双方共に戦争犯罪であります。

犠牲者の多くは女性と子供であり、国連安全保障理事会で、グテーレス事務総長も「どんな武力紛争でも民間人の保護が最重要だ」と強調をしています。今、必要なのは、イスラエルとイスラム組織ハマスの双方に、憎しみと暴力の連鎖を止め、人道目的の即時停戦に向けた交渉のテーブルにつかせることです。

下田市議会は、平成21年12月11日に世界平和の実現は人類共通の願いであるとする「下田市平和都市宣言」を行っており、市民と共にイスラエルとパレスチナの話し合いによる平和への共存を求め、中東に平和をもたらす人道目的の即時停戦と人質の解放を求めます。

以上、決議します。

令和5年12月15日。

静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 提出者の説明は終わりました。本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。お疲れさまでした。

提出者は自席にお戻りください。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 ガザ地区に平和をもたらす人道目的の即時停戦を求める決議は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

なお、この後、議員研修を行いますので、2時30分から大会議室にお集まりください。よろしく申し上げます。

午後2時06分閉会